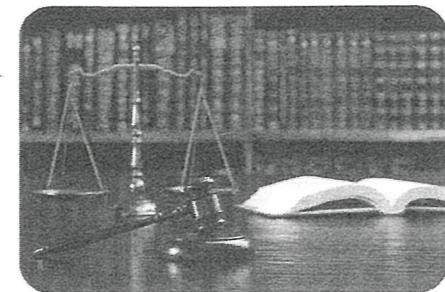


# 会社を強くする! 弁護士活用術

水室昭彦

元商事法務研究会理事。  
1952年生まれ。中央大学法学部卒。月刊 Credit&Law 元編集長、「全国法律事務所ガイド」等の出版企画を通じて多数の弁護士と交流。



## 第24回 労働弁護士

### 多様化する労働法制

労働法は、古くて新しい分野の法律ですが、近年、めまぐるしい変化を遂げています。しかも、「労働法」という名称の法律は存在せず、労働契約法、労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法、雇用機会均等法、最低賃金法等々多くの関係法から成り立っています。公益通報者保護法や個人情報保護法等、関連する法律も少なくありません。そして、2018年に成立した働き方改革法に基づく一連の労働法の改正は、企業経営や人々の働き方にも大きな影響を与えました。

また、今回の新型コロナ禍において、労働市場や労働環境も大きく変化し、企業活動についても、経営悪化に伴う労働問題（休業、労働条件の不利益変更、内定取消し、整理解雇等）が深刻化するとともに、過労死、メンタルヘルス、ハラスメント等も依然増加傾向にあります。そのような中で、人事・労務に関する紛争も少なからず発生しています。

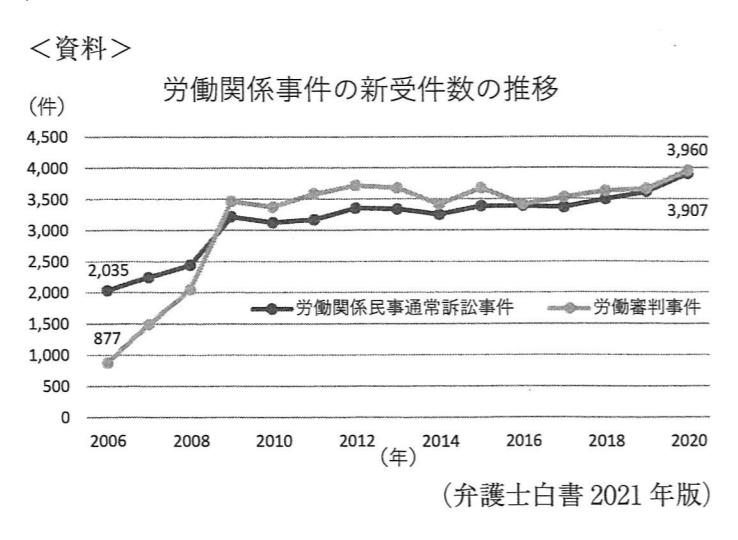
### 労働関係事件

裁判官経験（労働集中部等に在籍）のある佐藤久文弁護士（外苑法律事務所、52期）によると「人事・労務は、訴訟になる前に解決するのが鉄則」と指摘。その理由として、主に、①敗訴リスク、②コスト、③リピュテーションリスクがあり、③に関しては、マスコミ関係者が関心をもつ問題（大企業の労災やセクハラ問題等）も多く、一度“ブラック企業”的レッテルを貼られてしまうと、会社の社会的信用が大きく毀損されてしまうことを挙げています（『人事労務の法律問題 対応の指針と手順』商事法務）。

司法制度改革の下、労働者と使用者との個別労働紛争の解決手続として、個別労働紛争解決促進法の制定（2001年）や労働審判制度が創設（2006年）されました。労働審判制度は、裁判官と労使専門家各1名で構成される労働審判委員会が、3回以内での期日で迅速・集中的な解決を実現しようとする手続です。

労働審判事件の新受件数は制度施行から2009年までは増加しましたが、その後は、横ばいとなっています（資料）。

また、労働者の団体と使用者の紛争（集団的労使紛争）の解決として、労働委員会（中央労働委員会・地方労働委員会）が設置され、労働争議の調整（あっせん、調停・仲裁）、不当労働行為事件の審査、労働組合の資格審査が行われています。



### 労働弁護士（専門事務所）

1960年代の三井三池炭坑における労使の対立やその後の国鉄（現在のJR）労働組合によるストライキが頻発に行われていた時代、労働組合の権利を擁護する弁護士が若手法曹から脚光を浴びていました。

労働法の第一人者である菅野和夫東京大学名誉教授は1968年の修習修了（20期）ですが、その回顧録『労働法の基軸——学者五十年の思惟』（有斐閣）で、「当時は労働運動の最盛期で、修習生500名のうち相当数の者が労働弁護士を志し、私も労働弁護士になろうと考えて、ある弁護士事務所に就職を決めたことです。これが労働法学者になるきっかけとなりました。」と述べています。労働者側の弁護士（組織）に対し、当時の日本経営者団体連盟（日経連）と共同して、使用者側の弁護士（174人）によって設立されたのが「経営法曹会議」です。

人事・労務専門の弁護士（事務所）は、使用者側と労働者側に立つものとに大別することができますが、最近は、労使双方に対応する事務所も増えています。

労働弁護士（使用者側）の主な業務として、①労働紛争・労働組合対応、行政局対応、②ハラスメント、メンタルヘルス、③採用、内定、労災、④解雇・退職、懲戒、⑤非正規雇用対応、⑥就業規則・雇用契約等の作成・検討、⑦社会保険・労働保険、⑧企業再編、⑨コンプライアンス、⑩人事・労務関連研修等多岐にわたり、社会保険労務士等他士業と連携する事務所も少なくありません。総合事務所では、出入国関連や外国人雇用問題にも対応するとともに、海外の労働法制等についても随時紹介しています。

労働専門事務所（使用者側）として、東京では、第一芙蓉法律事務所、第一共同法律事務所、牛嶋・和田・藤津法律事務所等、大阪では、中之島中央法律事務所、竹林・畠・中川・福島法律事務所、鳩谷・別城・山浦法律事務所等が著名な事務所です（全国的にみると、労務に強い2～3人以下の小規模事務所は沢山あります）。

また、高井・岡芹法律事務所の高井伸夫弁護士（15期）は、「顧問契約を極めることが、企業弁護士としての真髄」（『弁護士の営業戦略』民事法研究会）として、顧問契約数（約300社）をホームページ等で公表しています。同様の事務所として、石寄・中山総合法律事務所（約500社）や杜若経営法律事務所（約500社）があります。さらに、ロア・ユナイテッド法律事務所は労使双方に対応する事務所ですが、顧問先（143社）のうち、「主な顧問企業・継続的依頼者一覧」として、企業や団体名を公表しています。今後、他の専門事務所においても顧問先を公表する傾向が出てくるのか、興味あるところです。

### 労働弁護士の組織（使用者側／労働者側）

＜経営法曹会議＞1969（昭和44）年10月、使用者側の有志の弁護士が、労使関係の健全正常な発展に寄与することを目的として設立した任意加入団体。

その後、わが国の社会経済状況の変化に伴い、組合関係の紛争が漸減し、他方、従業員との個別の紛争が増加し、労働力の流動化に伴う問題も生じてきたのに対応して、同会議は、研究、出版、講演、法律相談を行っている。現在の会員数は約800名。

＜日本労働弁護団＞1957（昭和32）年5月、労働者及び労働組合の権利擁護活動を行う弁護士の結集を求める当時の総評（日本労働組合総評議会）の呼びかけに応じ、わが国のすべての労働者・労働組合の権利確立に寄与する弁護士の団体として「総評弁護団」が結成。その後、1989（平成元）年に総評が解散したことにより、同年10月、総評弁護団は「日本労働弁護団」と名称を変更し今日に至る。

同弁護団では、会員弁護士による訴訟活動とそれに対する支援・協力や労働者・労働組合からの法律相談等の活動が行われている。現在の会員数は約1,700名。